

参議院農林水産委員会會議録第三号

昭和三十三年二月七日(金曜日)午後一時二十九分開会
出席者は左の通り。

委員長 重政 庸徳君
理事 柴田 榮君
藤野 繁雄君
清澤 俊英君
鈴木 一君

委員

秋山俊一郎君
雨森 常夫君
田中 啓一君
田中 茂穂君
仲原 善一君
堀本 末治君
堀本 宜實君
安部キミ子君
東 隆君
大河原 次君
河合 義一君
北村 暢君
梶原 茂嘉君
北 勝太郎君
千田 正君
北條 雋八君

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林大臣官房長
農林省農地局長
農林省振興局長
水産庁長官
事務局側
常任委員
会専門員

齋藤 誠君
安田 善一郎君
永野 正三君
奥原 日出男君
安樂城 敏男君

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査の件
(農林水産基本政策に關する件)

○委員長(重政庸徳君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農林水産基本政策の件を議題にいたします。

この件について、昨日の委員会における赤城農林大臣の説明に対して、質疑の申し出がありますので、これから御質問を願うことにいたします。

○清澤俊英君 大臣にお伺いをします。先般の本案議における施政演説の際に、亀田君その他が、これからの食糧を中心とした米の統制を、徹底するかどうかというふうな質問に對して、河野企画庁長官並びに主務大臣の農林大臣は、同じ意味合いにおいて、米の統制は当然継続して、やめたい、こういう御回答があったので、これは非常に喜んでおりますが、ただ、その理由としての説明が、私の聞き違いかどうか知りませんが、たまたま、今、食糧制度を改正して、米の統制を撤廃するには、多額の資金を要して、そうして将来の米価の変動等に備える備蓄米、用務米等の積み立てが相當に用意されなければならぬので、資金の關係からいへば、米の統制を撤廃するに、多額の資金を要する。これは、それに対してお伺いする。第一点は、そういう資金的な余裕ができていきますれば、統制を撤廃するのかどうかという点と、その次は、私の意見になります。私は、少くとも米の統制は、そういう力がかりにできても、撤廃すべきでないという見解を持つてゐるのであります。と申しますことは、最近連綿と作である、この大臣の説明の中にもあります通り、それによつて二割方の外米の輸入を防止し得た、減らし得たというふうなことが明らかになつて出ておりますが、これは一つは、ただ増産だけではなく、食糧の総合対策等の効果もありました。が、私どもの今まで受けておりました印象としては、この豊作の裏づけとなるものは、土地—農地解放による制度の効果と、それに、米価が、とにかくいろいろ不満はありますが、安定していることとあります。これを基本にして、技術指導あるいは土地改良等、いろいろ総合せられた技術上あるいはその他の要因を加味して増産せられ、凶作時の豊作を確保せられた。それは農業もありましたし、あるいは肥料が充実したこともあり、あるいは農機具等の資材の充実もありましたし、いろいろの要因はありましたが、基本としては、やはり米価の安定と農地解放が主軸だと、こう考えます。そうしますと、その主軸をずつと續けて、そして日本国の農業生産の主力をなす米の価格の安定をはかりつついきますことが、最も適切な方法だと私は考えております。従つて、先日の御答弁だと、何かそこへ一まつ不安がありますので、その点に對する大臣の御見解を一つお伺いしておきたい。

○國務大臣(赤城庸徳君) 今、本會議での私の答弁を御引用なされましたが、あのときも今も変わっておりませんが、二つあったわけでありまして。一つは、現在の統制というものが、生産者の立場から見れば、一定の時期に一定の価格で生産者が米を売る。これは農家経営の上におきまして非常に安定して、投資性がなくて、かつ、そういふ意味で生産者にとつても今の制度を継続していく方がよいのだ。もう一つは、消費者にとりまして、消費者側の配給の、基本配給、あるいは希望配給の数は少いでしょうけれども、そういう配給のてことがあるということ、消費者にとつても、一つの安定線を確保してあるわけで、こういう意味において、平約寄り渡し制度というふうなものに基いて、今の統制の継続をしていくのが適當である。こういうふうなことを考えております。それで、もしこれを撤廃するということになると、そういうことで第二段のお話をしたわけでありまして、非常に自由にして、最低価格とか最低価格というものを設けた場合をかりに予想しまして、米を自由にして、いきなり米が安くなつたときには、生産者に非常な害を及ぼすから、その場合は政府が相當な資金を持つておいて、大量に政府が買い上げるといふことで調整しなければならぬし、また、消費者の方で、米が非常に高くなつて、米騒動が起きたこともありますので、そういう場合に、政府が相當の手持米を持つて

おつて、それを放出していくというふうなことをしなければならぬけれども、そういうことはちょっとできない。そういうことから考えて、今の生産者の立場からいっても、あるいは消費者の立場からいっても、今の統制を續けていくということが適當である、こういう見解で申し上げたのであります。多額の資金が用意できるかということ、は、かりに統制を撤廃した場合、そういうことになるだらうけれども、それは非常に困難なことである、こういう意味で申し上げたのでありますので、結論をいたしましては、現在の制度を續けていくのが適當である、こういう見解を持つておるわけでありまして。

○清澤俊英君 よくわかりました。が、それで、今言われたような御趣旨だとすると、将来において統制の問題がいろいろまた問題になると思いますが、結論として、場合によつては、増産が續けられるならば、その増産差額というものを、幾らでもないと思ひますが、二重価格制等を本氣に確立して、そうして増産によつて、一般会計から回す、それらのものを理め合せるという考え方が、当然出てまいら思つておるのです。非常に困難のあるものを何かそこへ……。今の格好でいきますと、今の食糧のあり方、統制の存続と、いふような問題に對して、何かしらまだ種々不安が付きまとい。そういうこととはいかぬから、結局、今申しましたように、いろいろの要素がありますから、従つて、大臣が言われるような意

味合ひならば、はつきりと、増産をして、そうして、いろいろなことがだんだん明瞭になってきておるのでありますから、従つて、場合によつたら二重価格制等で、食糧の問題ぐらひははつきりさせるという様な線が、もう一番大事なことなところなればならぬと思ふ。こういうことが、どうもいつもふらついて、大臣のところにくくと、そのときには、どうも多額の資金が必要から当分まだこの制度を守つていくのだというふうなふらつと、最後のところでは、やはりかされておるのが、非常に残念でありますので、大臣にそれを突き詰めて御回答を願ふことは無理かもしませんが、私は、できるならば、將來において増産の進捗のあり方等によつては、そういう議論が成り立つと思ふのです。そういう場合には、一応二重価格制を採用して、食糧制度を続けるのだ、このくらいのお話をお伺いすることができれば非常に幸いだと思つておきます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 今のようなお話も、もつともだとは考へておるのでありますが、食糧会計の経理から申し上げまして、食糧に出た赤字を決算じりでこれを埋めるか、あるいは初めから予算に計上して、そういう制度として埋めるかという事は、非常に問題があつたわけでありまして。そこで、今度食糧の特別会計を改正いたしましたので、どちらにしてもなかなかやり方が適當でないで、実は調整勘定を部門別に分けて設けたのでございます。三十二年の補正予算において御審議願ふことになっておりますが、また一つ調整基金という様な制度を設けました。これは損失を填補するとか何とか

いうわけではありませんが、食糧管理特別会計を合理化する、健全化するという建前から、調整基金という制度を置いたものであります。この調整基金は、もちろん健全化のための運営基金であります。運営基金でありますけれども、その基金を置いて、食糧管理会計に利益を生じたという場合には、その基金の中に入れて立てるし、また、損額があるとか、こういう場合には、その基金を取り出すしてこれを埋めていく、こういうような制度を置いたものであります。これは、直接目的として赤字を補てんするということではないのであります。あくまで食糧管理会計の健全化を目標として、そういう調整基金を置いたものであります。その結果として、当然今のうちに損額が出て、赤字を生じた場合には、これでぐずしていき、また、ぐずさない場合もありません。ぐずすことを得ということになつておりますから、ぐずさない場合には、単独法律を出しまして、それを補てんしていくという道も開けておるのであります。そういう制度を今に回新しくきめまして御審議を受けることになつておりますので、御趣旨のようになことにある程度沿うのではないかと、かように考へております。

○堀原茂雄君 関連して。今お話しになりました米の統制に關する本會議の田村議員の質問に關連しての問題であります。あのときの田村議員の質問は、統制を統制するとか撤廃するとか、そういう問題には触れておられないのであります。簡単にありましたけれども、現在の事情は相当多くのやみがある、長年統制を統制して、この段階においてもやみがきわめて多い、

一体こういう状況でいいのですか、こういうのが質問の要点でありまして、従つて、統制を撤廃すべきということ意識してあの質問ではなかったと思ふのです。ところが、それに対する御答弁で、河野國務大臣の御答弁も、また農林大臣の御答弁も、その質問を受けて、統制は統制するのだという答弁をされておるのであります。質問と答弁の間に私は非常に食い違いがあつたと、すぐあのとき感じておつたのであります。統制の撤廃あるいは無統、この基本的問題はしばらく別として、たとへば、現在の直接配給の制度のもとで、十四日配給が確保される、それ以上は現行食糧制度においては、消費者は米を食ふことを法律上とめられておるのであります。禁止されておるのであります。食つてはいかぬ、消費規制の立場で。そういう制度でありながら、十四日の配給すら、一カ月の間に一日も配給されておらない所も御承知のようにあるわけでありまして、反面において非常にやみが多い。こういうのを何とか改善する工夫がありはしないかということが、あの質問の中に入つておつたかと、私は思ふのであります。言いかえれば、基本的に統制を撤廃したかどうかということには、触れておらなかつたかと思ふのであります。その点を、あの質問が引用されましたから、大臣のお考えを承わりたい。もちろん、あのときは大臣は、河野さんと違ひまして、代表者集荷なり匿名集荷を早期にやり、やみの防止といふ事か、やみに対する対策も実行しつづつあるのだという趣旨を付言されて答弁されたと思ふのであります。この点は非常にけっこうだと思ふので

ありますが、別の機会にまたお伺いするかと思ひますけれども、一応この際、お伺ひしておきたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) お話のように、あのときの御質問の趣旨は、余剰米対策についてどういふふうに考へるかということだつたと思ひます。それにつきまして、私どもの考え方といつてしまつては、これが自由販売ならばこういう問題は起きないのである、しかし、今統制をしておるのである、という問題が起きておるんだ、そこで、統制というものをやめてしまえば、これはそういう余剰米対策とかいふゆるやみも、しかし、そういうことはしたくないのだ、やつぱり統制は續けていきたいのだ、こういう前提のもとに申し上げたのであります。そういう制度を續けていくということになりますれば、これに伴う余剰米に対して、いろいろ問題があるわけでありまして、しかしながら、それにつきましては、あのときに申し上げた通り、私もいたしましても、極力余剰米を政府買い上げのルートに乗せたいということ、二千七百万石の買入れ予定でありました、それが、三千万石ぐらゐに今なつておりました、そういうふうな政府が買い上げをしておりますし、またそのほかに、あの余剰米が流れておるといふようなことに對しまして、余剰米対策として、いろいろ案があるやうであります。案がありますが、政府が買つて、そしてこれを配給のルートに回していくといふような根本的な問題をくつがえすような制度でありまして、この制度がくずれぬおそれがあります

ので、そういうくつがえすような余剰米対策については、相当研究をしなければ、そういう方法でやるということには言ひ得ない。また、なし得ない。現在いたしましては、政府の買上げをより多くしたい、ことしの予算におきまして二千九百万石を予定している、また、現在の買入れにつきましても、また、今お話のありましたように匿名売り渡しとか代表者売り渡しといふようなことを、昨年よりも一カ月ほど早目に、こういう方法をとつてやつておるのだといふことを申し上げたわけでありまして、今お話のように、余剰米対策につきましては、いろいろ複雑な事情もあり、問題もあるものであります。現在いたしましては、そういう方法によつて、極力政府の買上げを多くし、配給のルートに乗せていくということをやつておるやうな次第でございます。なお、余剰米対策につきましては、さらに検討を續けていく考へてあります。

○清澤俊英君 この問題は、なお詳しくお伺ひしたいと思ひますが、あとで、今の調整基金等を中心にした關係法案が出ると思ひます。それを通じて、またいろいろお伺ひしたいと思ひまして、この問題は、これで打ち切つておきます。

次の問題を一つお伺ひしたいのは、最近、これは端的な話ですが、農民青年建設隊といふのですか、ああいったやうな四クラブのやうなものがたくさんあります。ああいう青年が時たまわれわれと懇談会などを開きます。際、いろいろそこで研究したり指導を受けておられますが、大体一反の増収はどのやうなといふやうな話で、始終進

められておるが、われわれとしては、それだけをやつてゐたつてどうも希望が持てない、こういうことを言うのですが、いろいろやつてみたが、まあやることはやつたのだ、大体の常識だけは教えてもらったが、ただ一反増収ぐらゐのことを考えてゐては、先行きは希望が持てない、よくよく聞いてみますると、作つた品物が、市場等から比べると、市場のは上つていく、自分のは下つてくるというやうな、非常な矛盾したものを感ずるので、一体これから直さなけりや問題にならない、こういう空氣が最近非常に強くなりますと同時に、あるいは畜産であるとか乳牛であるとか、あるいは青果物、海産物等には、ことにその矛盾が増大して出て参りますので、従つて、この予算の中で、いろいろ、いまだかつて流通に對する施策としての総貨が、これだけというやうなものは、きわだつて見たことがありませんが、本年の大臣説明の中には、きわだつてそゝういふものが数カ所に出ていると思うのであります。非常にこの流通問題に関心を持たれて、予算が幾らかでもつけられたことについては欣快にたえませんが、私は、今予算に盛られてゐるやうな方法だけでは、とうていこの難問題は解決し得ない。大きく申しますならば、配分機構の改正にまで立ち至らなかつたならば、完全な解決には至らないが、それは、今の段階においてすぐそこまで持つていくということは無理であらうと思ひますが、従つて、少くともそこに近寄る方法として考えられるならば、あるいは冷凍施設を拡充するとか、あるいは貯蔵倉庫をどうするとかというやうなものに、いま少し考慮

を払われた大量の予算が組まれていかなけりやならぬと思うし、まあ幸いにして中央卸売市場法の改正というものが、まだ原案を認めませんが、あの法律の改正なども、思い切った法律に改正されて、そうしていくことも望ましいと思います。それは関係法案の出した際に、十分審議したいと思いますが、大臣にお伺いしたいのは、この、今盛り込まれたような価格安定と流通のためのいろいろの予算で十分である、こう考えておいていいのか。これはほんの鼻先を打っただけであって、こんなものではとうてい所期の目的を達し得ない、こうお考えになっておるのか。その点の一つ。あまりこまかしいことは時間の関係もありますから、ごたごたとお伺いしませんが、そういう大きな点でお伺いしておきたいと考えています。

○国務大臣(赤城宗徳君) 流通関係は、何分にも非常に複雑でありまして、この政策をとれば、この方途をすれば、すぐにきまるというわけにもいきませんので、なかなかむずかしい問題かとも考えております。しかしながら、今もお話のありましたように、せっかく作ったものが、値段の方にたたかれましたり何かして、希望を失うようなことでは、まあ一日に言えば豊作貧乏というようになったのでは困るというふうなことで、流通対策につきましても、省内に流通対策委員会を置きまして、いろいろな案を練つたのであります。本年度の予算につきましても、牛乳とかあるいは鮎とかあるいは水産物等につきましても、魚類が季節的に集中するので、農業協同組合の系統利用促進をはかるというふうなことで、予算も計上しておるのであります。

が、その他、流通一般につきましては、やはり前々から申し上げましたように、共同販売体制の強化とか、あるいは市況その他の市場向きの速報機構ですが、市場の経済状態を速報する機構も整備していきたい。あるいはまた、生産者間の出荷調整組織の確立、こういうことを考えて、額といたしましては思ふようでありませんが、それぞれ予算をつけておるわけであります。なお、中央卸売市場にも丸東の問題などもあり、その他いろいろ問題がありますので、これに公共性を持たして、生産者に迷惑のかからぬようにというふうなことで、中央卸売市場法の改正も、追って提案するわけであります。お話のように、十分というふうにはとても私も考えておりませんし、また、これによって流通対策が完備するというふうにも考えておりませんが、ともかくも流通方面に芽を出すといえますか、そういう方面に力を入れるというふうな方向へ持つていくということとで、それぞれ十分とは申し上げられませんが、これに対する予算の裏づけなどをして出発をする。こういう状態であります。

○清澤俊英君　これは非常に重要な問題で、せつかく燃え上る増産意欲が、ここで一つ間違えますと、あと戻りをする、かえつてあと戻りをして、農林省だけを農民は恨む、そして、それを復活していくにまた数年かかるというふうなことで、非常に重要性ある問題ですから、従つて、今不十分ながらという御説明がありました、私は全く不十分であつて、所期の目的は達し得ないのじゃないかと、こう考えられます。またその研究もしておりますんか

ら、はつきり申し上げられませんが、
ども、私はそういうふうと考えておる
ので、それを一つ間違つたら、豊作貧
乏くらしいのことはなく、増産意欲を
阻止して、混乱に陥らす、こういう非
常な危険性を持つ問題でありますの
で、幸い中央卸売市場法やあるいは価
格安定法等に関連しているものが出ま
した際に、なおよく質問することにし
て、これはこのくらいでやめますが、
そういう観点に立つて、そういう場合
には、一つ農林大臣一はだ脱いで、完
備したものに仕上げるようなお考えを
願いたいと思います。この問題はこれ
で打ち切ります。

その次にお伺いしたいのは、土地の
問題であります。これはときにより
ますと、地方的な問題に取り上げられ
るかもしれませんが、考え方によつ
ちや、非常に大きな問題だと思つた
あります。と申しますのは、石狩川で
あるとか利根川であるとか信濃川とい
うような大河の地勢がほとんど完備
して参りますと、従つて、河川敷とい
うものが広大なものになつてくる。た
とえて申しますならば、これは新潟
県の私の地区にあります大河津の分水
ができた。分水以後、下流におきまし
てはほとんど洪水らしい洪水は起きて
おりません。それが今までは約七千立
米以下で流しておつたのを、今度は九
千立米が何かにかさ上げをして、信濃
川の方へ洪水時の放流をやる。そして
なお今度は、洪水というものはほとん
ど想像できないものができ上ります。
従つて、河川敷としましては、既墾地
はもう数千町歩であります。なお未
墾地として残るものでも、県の調べで
は千二百町歩、こう言つておるのであ

りますが、私も見たところでは、これは大ざっぱのことになります。そういう河川整理等ができますと、旧河川が残る、河川敷が残る、そういうものを埋め立てて参りますと、少くとも二、三町歩から三、四町歩できるのじゃないかというのが、これは一般の見方でありまして。こういう大きなものできた場合、今までのその河川敷の利用は、そういう治水事業等の起きない昔の堤防、昔の河川状態における法律が全部生きておる。そうして川のまんな中に河川敷地が残つておつたり、あるいはせつかく堤防を作つても、河川敷地外、結局すれば、堤防の内方にそういうものが残つて、非常に妙な形のものが残つておる。あるいは今までの習慣によりまして旧習慣によつて、大体その附近の農民が優先的なものを持つてゐる。あるいはその河川敷地を利用して、広大にアシだとかヨシだとか、あるいはカヤを作つておつて、それを人に反幾らでもつて卸ししている。こういうような小作料を取つてゐるようなものもおつたりして、非常に金がをかけて河川整備をやつたりしましても、その跡というのは、ほとんど有効に使われておらないという關係にあります。同時に、建設省としましては、洪水が中心でありますので、これらの問題の解決に対しては、河川整理をした経済的效果に対しては、非常に関心が薄い、そこで私は、これは新しい提案として、そういうつたような者の河川状態を中心にして残つておきます悪い法律を整理して、そうして、たとえば今、新潟で行われており、近くこの十三日にはいづれ大臣の所へも陳情に参るだろうと思ひます。

が、こゝろいつた新しく造成せられる土地を、河状整理によつて行われる経費で割りますと、反二千円ぐらゐしかかからない。それに一万円ぐらゐもかけましたら、それはもう良田中の良田、そゝういふものがでさる。これはもつと全國民が利益を受けるような特別法等によつて整理して、そゝういふ方に進むべき私は要案を持つてゐると思ひます。新しい方法をもつて何千町歩かを、今現在日本の國で干拓をやり開墾をやるとしても、反二、三十万はかかるといわれてゐる。それを二千円か一万円でできるとしたら、これは非常に國として一日も放置できない問題だと思ひます。しかも、新潟の場合を申し上げて済みませんが、こゝろやつて一応分水等をやります関係上、流水の關係上、河底に砂がたまりますために、下の方の新潟付近におきましては、既設の用排水が全部浮き上つてしまつて、これを全部つけ変へるとすると、五十億ぐらゐかかる。これを低水工事を行ひまして、土砂を取つて埋め立てして良田を作る、これを一日も早目にやりますならば、その用排水の關係面から約三万町歩か半分ぐらゐ平田化される。これは重大なる問題だと思ひます。こゝろいふものを一つ特別法を作つても、農林省と建設省と企画庁ぐらゐ一緒になつて、新しい法律を作つて、でき上つた土地等も新しい観点に立つて、全農民が利用できるような方法も考えられぬのかどうか。そゝうして一日も早目にこれを完成すること、私は、單なる新潟の問題でなく、日本の國の増産対策としても、最も金のかかる、最も有効なものであらうと考へます。こゝろいふものは、ひ

とりわれわれの所ばかりではなく、石狩川であるとか十勝川であるとか、あるいは利根川というやうな、非常な大河を持つてゐる所で、こゝろいふものがたくさんあると思ひますので、そゝういふお考えがでないのかどうか。できないところではなく、一日も早目に、そゝういふことをこゝでも考へてもらひたい。こゝろいふお伺ひなんでありま

す。

○國務大臣(赤城崇徳君) お話のやうに、河川法適用河川の川筋ですか、河状が變つた場合に、廢川敷地も出るわけでありますが、從來といひますか、今やつておるのとは、そゝういふ土地につきましては、都道府県知事が農業委員会の申請に基いて、建設大臣の認可を受けて、廢川敷地の告示等の手続をとつて取得する。それで、その次は農地法に基いて、現況が農地のものは、農地買収をして農民に売り渡し、現況が未墾地のものは、未墾地買収をして開拓の用に供する。こゝろいふふうになつておるのとは申すまでもないところでありま

す。しかし、今お話しのように、河川敷地の農業利用の現況については、非常に不十分であります。ことに建設當局といひまして、河川の川筋を變へるのじゃないか、あるいは堤防がまた作られるのじゃないか、それと交換したいのだといふやうなことで、なかなか保留されておつたり何かしておりまして、農業の利用が十分でないやうに私も考へております。今の御指摘の通りだと思ひますので、関係方面とも連絡をとつて、農業利用ができるやうに善処したいと思つております。そこで、それに対して特別法によつて措置する考へがあるかどうかと

いうことでありますが、これはまだ検討を続けませんと、ちよつとこゝでどうこうと言ふわけにはいきませんけれども、検討を続けていきたい、こゝろ考へております。

○清澤俊英君 今のところは河川法によつて建設省が河状整理してくれる、河状整理は護岸だけやつてくれる、余つた土があつたらこれをただ積み上げるだけだ。従つて、土地を造成することとは、これは農林省の仕事なんです。だから、川自身の計画が全く違つた場合に、これを干地を造成するといふ建前から、今度は河状整理が従になるべきものであつて、そのぐらゐに農林省が積極的に出ていい場所が方々にあるのじゃないか、こゝろ私は申してゐるのです。そゝうやつて、ただ建設省の所管と農林省の所管のために、最も金のかかる、最も利用が早く、しかも利用率の高いものを投げておくといふことはおかしいじゃないか。だから、それをいま一つ踏み切つて、農林省がこゝろするためには、こゝろいふ河状整理をお前の方はどうするか知らないが、早く農地造成を先にして、河状整理を従にしてもらひたい、こゝろいふ考へ方で申し上げてゐるので、もつと積極性を持つてもらへるかどうか、農林省が先頭に立つて。

○國務大臣(赤城崇徳君) 非常にいい御意見でありますので、関係當局と積極的に協議して進めていきたいと思ひます。

○千田正君 農林大臣に、時間もあまりございませんので、しほつて重点的にお願いしたいと思ひます。

先般大臣は、この席上でも、アメリカからのいわゆる余剰農産物は断わ

る、實際来年度の予算の決定を見ましても、アメリカからの余剰農産物を、国内における農漁民その他の施設に、そゝういふものは使つておらないし、また入つておらない。新しく財政投融資の面で、そゝういふ方面を補てんしておるやうであります。この方針は、將來ともつとこの方式で、愛知用水その他こゝろした農業施設の資金は、今後とも財政投融資等においてまかなつていくといふ見解を基礎としてやつていかれるかどうか、この点を一つ伺ひたい。

○國務大臣(赤城崇徳君) 余剰農産物を受け入れるといふことにはいたしません。ならば、余剰農産物も受け入れてやつていきたいと思いますけれども、あま

り当てのないものを根拠として、工事を進めるといふことは考へるものでありますので、政府の補助金及び財政投融資といふものを基礎としての計画に立つて仕事を進めていきたい、こゝろ考へております。ただし、余剰農産物が入る場合には、それにかゝる場合もあると思ひます。

○千田正君 もう一つ。またこの委員会で相當論議されたのでありますが、いわゆる海外への移住農民、開拓その他あるいは研究生等になつて外地へ行つて将来伸びていくやうな青年層に対する予算の面でありま

す。農林省としては、本年は昨年より一千名でしか、増加して出していこうといふ方針をとられておるやうであります。この前もたびたび外務省の予算とのつり合ひ等から、われわれが論議したのでありますけれども、もう少し多く出してやつて、そゝうして、むしろもつとよく外地の調査が進む予算を盛るべきじゃないか、これは、当委員会としても各委員の諸君からも強く要請されておつたのであります。このたびはあまりそゝういふ点は盛られておらないといふやうに考へられますが、この点に何かもつと強力な方針を立てられるといふお考えはございませんか。その点を一つ伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(赤城崇徳君) 青年対策等につきましては、各省にもまたがつておる問題もあ

りますが、他とも連絡を相當力強くやろうといふことで進めてきたのであります。外

地の開拓等につきましても、農林省としても力を入れておつたわけでありま

すが、今お話しのように、まことに進み方が不十分だとは思ひますけれども、重大なことでもありますので、今後とも力を入れていきたい、こゝろ考へております。

なお、外務省関係なども、向うにも相當予算がありますので、そゝういふ点ともならみ合せまして、お話しのような線に進めていきたい、こゝろ考へております。

○千田正君 その点につきましては、われわれも注文がありますので、今後にまた申し上げたいと思ひますが、特に国内において各そゝういふ訓練所のやうな施設を、今後拡大していつていいと、われわれはそゝう思ふのであります。そゝういふ点を十分考へていただき

たいと思ひます。

次に私は、ただいま最も注目の的になつておりますところの、大臣の所管として、こゝろ考へていただかなか

らな問題としての日ソ漁業問題、これが先月以來代表團が行きまし

て、ソ連との間の交渉をしておられるようでありますが、どうも先方とこつちとの考え方には要請の点において非常な食い違いがある。今もってはいきなり線が出てこない。先般新聞紙上あるいはラジオ等におきましては、大臣はこのまま推移していったならば、本年の漁獲の準備期に間に合わないんじゃないか、そういう面から見ましても、先方との交渉を解決するために、大臣みずからおいでになるか、さもなくば、現在の国会の予算審議等重大な時期でもあるし、それから、他の大臣以外の人たちにでも出かけて行つてもらつて、直接の交渉をしてもらおう、そうして何とか一つ解決点を見出そうという意味のことを、あなたが見聞あるいはラジオで申されたように放送してありますが、この点は、一体どのところまで進んでおられるのか。本日の新聞などを見ましても、サケやマスの種類によつては、パーセンテージは向うが相当……、紅マスと紅サケ等に対しては、日本の要請とはかけ離れた問題、あるいはサケ、マスの流し網、はたはなわ等の漁獲の範囲等については、非常な強硬な拒否的な態度に出ている。こういう面に対しては、現在の経過過程におきまして、どのような行き方をもつて進んでいけば解決ができるか、今後どうするかという点につきまして、大臣の所信を承わりたいと思つております。

○国務大臣(赤城崇徳君) 千田さんもすでに御承知のとおり存じますが、日ソ漁業交渉の委員会が開かれ、あるいは科学技術小委員会とか、そういうものをたびたび開いて、ソ連側と折衝を続けておるのでありますが、今のところ、お互いの議論を言ひつぱなしというような形でありまして、しかし、会談の全体的情勢から見ますと、なかなかソ連側が強硬な主張を持っておるのではないかと、というのは、条約にもありませんように、豊漁の年と不漁の年というふうに分けた、ということも、ソ連側は非常に強く主張しております、これは不漁の年だということに前提として考へておるのであります。そういう点でありますので、魚種の保存という立場から、相互の約束によつてきめるべきものであります、とかく何かと制限を強化しようというふうな議論を出しておるわけでありまして、たとへば、二の例をあげましても、御承知の通り魚をとつて引き揚げる時期について、条約上は八月十日ということになつておるのでありますが、七月末に打ち切るようにしたいとか、あるいはまたオホーツク海には昨年から二船団、一万三千トンの漁獲量ということにきめておるのでありますが、オホーツク海全域について禁止区域にしたいとか、あるいはまた沿岸距離につきまして、昨年は四十海里、二十海里、四十八度線に分けて、そういうふうになつておつたのでありますが、それを六十海里から二十海里というふうにしたいとか、あるいは今お話の規制区域外のはたはなわ漁業についても規制をしたいというふうな点で、いろいろ私の方ではきつて違つた意見を出しておるわけでありまして、それに対しては、私どもの方の委員や代表も相当技術的にこれは反駁して、沖と内海と河川でとつておるソ連の漁業とは違つたことやら、今までの統計その他魚種魚

類の保存上相当程度はとつていいんだという論議を持つて議論を進めておるわけでありまして。しかし、現在のところの様子を伺いますと、いふところ、そういうふうないろいろな問題を持ちかけておられますが、またわが方では反駁を続けておられますけれども、結論をいたしましては、総漁獲量をどういうふうに持つてくるかということにあるのではないかと思つておられます。これは推察的になりますが、ソ連が、そういう意味におきまして、ソ連から総漁獲量について非常に低い提案でもする伏線として、いろいろこまかい問題も出しておるのではないかと、いふふうに見られるのであります。でありますので、この委員会の経過等を注

意して見ておるのでありますが、去年の例によりましては三月上、中旬ごろにきまつたのでありますので、今の運び方からいいますと、やはりそのころが最後の決定に持ち込まれるものではなからい、しかしその場合に、今の情勢から見ますと、ある程度並行線的な議論になつておるので、最後においては政治折衝的な場面において解決することになりはしないか、こういうふうな考へておるのであります。そういう場合には、出先の委員や代表も非常に骨を折つて、公海上の漁業でもありますので、約束上の漁業でもありますので、非常に強く主張して、わが方の主張の貫徹に努めておるのであります。政治折衝というところでもなければ、また閣僚が閣僚級の人が出向いて、この妥結を見た方がいいんじゃないかというふうな考へておるのであります。そういうことで、こ

ろ、お互いの議論を言ひつぱなしというふうな形でありまして、しかし、会談の全体的情勢から見ますと、なかなかソ連側が強硬な主張を持っておるのではないかと、というのは、条約にもありませんように、豊漁の年と不漁の年というふうに分けた、ということも、ソ連側は非常に強く主張しております、これは不漁の年だということに前提として考へておるのであります。そういう点でありますので、魚種の保存という立場から、相互の約束によつてきめるべきものであります、とかく何かと制限を強化しようというふうな議論を出しておるわけでありまして、たとへば、二の例をあげましても、御承知の通り魚をとつて引き揚げる時期について、条約上は八月十日ということになつておるのでありますが、七月末に打ち切るようにしたいとか、あるいはまたオホーツク海には昨年から二船団、一万三千トンの漁獲量ということにきめておるのでありますが、オホーツク海全域について禁止区域にしたいとか、あるいはまた沿岸距離につきまして、昨年は四十海里、二十海里、四十八度線に分けて、そういうふうになつておつたのでありますが、それを六十海里から二十海里というふうにしたいとか、あるいは今お話の規制区域外のはたはなわ漁業についても規制をしたいというふうな点で、いろいろ私の方ではきつて違つた意見を出しておるわけでありまして、それに対しては、私どもの方の委員や代表も相当技術的にこれは反駁して、沖と内海と河川でとつておるソ連の漁業とは違つたことやら、今までの統計その他魚種魚

の間中もだれか適当な人についてあらかじめ考へておく必要があるのじゃないか、今すぐというわけじゃないけれども、急にいくというのでは、行く人にも準備が必要でありまして、それから、あらかじめ総理府等においても人選等も考へておいてもらつた方がいいのではないかと、いふことを、話し合ひをしておるわけでありまして。でありますから、だれが行くかということにはまだ固まつておりませんが、覚悟で当りたいと、こう考へております。

○千田正君 昨年も三月中旬に問題を解決したと、私はそう甘く見ない。といふのは、大臣の見解はどうか知りませんが、私は、従来のソ連の対外折衝というものを、最後の、最後の大決定的な決定といふものは、大抵の場合政治的な何かの問題を解決の道具に使う、いわゆるかけ引きの材料に、そういうものを持つておられておる。それはアメリカに對しても、イギリスに對しても、ほかの国に對しても同様なソ連の、一貫した外交方針としての最後の決定が、そういうふうなばかり落ちつくようには私が見るのではありません。特に日本の場合に、色汗あるいは南千島等の問題、日本の沿岸内閣の対ソ外交方針の第一として打ち出しておる関係上、そういう政治的な問題も内蔵しつ

つ、この問題は解決すると思われる考へるのではありませんが、この見解に對しては、農林大臣はどういうふうにお考へですか。

○国務大臣(赤城崇徳君) 今のお話のような考へ方もあり得ると思つて、ソ連側のたゞいままでのやり口では、しかし、そこを前提として代

表を送るということもまだ考へておりませんが、そういう点については、十分頭へ置いていきたい、こう考へております。ただ、安全操業の問題やそのほか平和条約の問題といふことになりましますと、今の代表はそういう権限を持つておりません、漁業代表は、でありますから、今の漁業代表といひましては、この日ソのサケ・マス漁業の協定妥結の権限を持つております。また問題が別になれば、外交のルートを通じて、その方面の問題を移すといふことであらうかと思ひます。

しかし、今考へておられることは、御注意のような、お話のようなこともあり得るとは考へておりますけれども、それだから代表がそのために行くといふのではなくて、日ソ漁業交渉の最後の取りきめをするためには、こちらからな閣僚級の者が行くことになるのではないかと、いふふうな考へております。

○千田正君 いずれこの会談の進捗状況によつて、また大臣にはお尋ねしたいと思ひますが、最後に、最近非常に不幸な事件が一つ起きておる。といふのは、去る六日ですか、南支那海の西方、いわゆる大黒山群島西方約九十海里の地点において、日本の漁船が韓国の艦艇によつて銃撃された。第八日東丸はそこで捕獲されておるのであります。先般、長い間留置されておつた日本漁夫諸君も、大村収容所におけるところの韓国の抑留者と交換されて、ようやく日韓の会談が軌道に乗りつつあると、しかし先方から不法なような拿捕事件が起きておる、彼らが主張しておるところの李承晩ライン以外である、こういう点につきまして、

私は非常にこれは遺憾なことであると思ひますので、これに対する処置をどうしてやるか、どういふ現況であるかというところを一つ伺つておきたいという点。

それから、去る五日ワシントンにおきまして韓国の駐米大使がアメリカの國務省のジョンズ次官補代理に對しまして、この李承晩ラインは絶対に守らなければならぬのだ。日本がこれを國連に提訴して、そうしてあくまでも公海自由の原則をたてに、韓国側を圧迫するおそれがある。これは韓国とアメリカの間の了解のもとに、日本側の要請というものをあくまでも拒否しなければならぬ。こういう會議を去る五日やつております。外電も報じております。これに對して、日本側は何らかの方途を講じなければならぬ。この方途に對してどういふふうに考へておられるかという点。

もう一点は、来たる二十四日、二月の二十四日ゼネヴァにおきまして、御承知の通り、國連招集の海洋法國際會議をめぐりまして、世界各國から代表者を集めて海洋法案を作成しよう。いわゆる、先ほど大臣のおっしゃる通りに、ソ連が四十海里を主張し、ある場合は六十海里を主張する。あるいは方々においては大陸的な問題がある。あるいは李承晩ラインのごとく、不法なる一方的な宣言によつて日本の漁民が苦しめられる。こういう問題を中心にいたしまして、世界のいわゆる空氣が一つの海洋制度というものを對しての何らかの國際法を生み出さなければならぬというときに到達しておるのであります。二十四日にこの國連招集の海洋に對する國際法の成文とい

うものをめぐつての會議が開かれるが、日本側の代表としては、海外駐在の大使もしくは公使をもつて代表團として命じておるよりであります。農林省からは、私はどうしても水産關係の權威者をこれは送らなければならぬではないか、というところは、なぜかといひますと、今回の制限を受けるというところが、直ちに日本の現在の漁業に影響してくる。それは長い間、しかも過去十年、終戦後日本の漁業政策というものは、大臣も御承知の通り、沿岸から沖合へ、沖合よりさらに遠洋へというかけ声のもとに、公海自由の原則を基礎といたしまして、そうして海洋への漁業が發達してきたのであります。これが一つの海洋のいわゆる領海の制限というものが文化してくるといふと、日本の漁業といふものには、當然影響を来たさなければならぬ。制限を受ける場合においては、国内における漁業に對する魚種あるいは漁法、あらゆる面において制限を加えなければならぬような場面も出てくると思つております。そういう意味からいひましても、私は農林當局かな當然權威者をこの會議に参加すべきである、私はそう思つております。大臣の御意見を伺つておきたいと思つております。

○國務大臣(赤城宗徳君) 日本は漁船が李承晩ライン外等においてまで狙撃されておりますが、こういうことはまさに遺憾であります。今年に入つて三隻ぐらゐると思つておりますが、これに對しましては、嚴重なる抗議を申し入れておりますが、なお近頃開かれる日韓の交渉についても、こういう点については、わが方の強い抗議を申し入れる予定であります。また、ワシントンにおいて李承晩ラインの話し合ひをしておるが、これに對して日本はどう考へるかということでありまして、私は日韓交渉等につきましても、私どももいたしましては、李承晩ラインというものを認めるという立場には立つておりません。どうしてこれは認めるというわけにはいかないわけでありまして、そういう点も強く主張するつもりであります。また従つて第三の、海洋に對する國際法の會議に對して、どういふ方針を持つておるかということでありまして、これは今の話のように、二月二十四日からジュネーブで國連招集によつて開かれるわけでありまして、専門家の手で立案した法律草案を政府代表のレベルで審議するということになっております。これにつきましても、今お話をいたしましたように、大陸的な問題もあれば、李承晩ラインの問題もあれば、それからソ連のビーター大停泊の領海宣言というやうな問題もありまして、領海に關する議論、これが中心だと思つております。であります。で、この点につきましても、國際的な領海という問題も昔からあるのであります。それから、ソ連等につきましても、それは独自の領海に對する考へ方を持つておるよりであります。が、こういうことが必要だと思ひますので、この海洋に關する國際法の會議につきましても、日本もいたしまして真剣に立ち向ふなければならぬと、こう考へて、目下關係省間で打ち合せをしておりますが、まだ結論に達しておりません。しかし、日本は海洋の自由という

ことを基本といたしまして、水産資源の合理的利用開発につきましても強く主張したいと思つております。

なお、代表團選定の點に、水産庁といひますか、農林省は、重大なる關係があるのだから、これを参加させる意圖があるかどうかということでありまして、目下入選中でありまして、農林省側からも参加できることは確実だろうといふふうには私は考へております。

○千田正君 きよはこれで打ち切りですが、最後にたつた一言申し上げますが、それで、今の海洋制限の法案、この會議に對しましての水産庁側からの参加は、ぜひやつていただきたい。かりにやれないとしても、従来ほかの國は資源保護という名目のもとに、公海の自由の原則がある程度制限するといふ空氣が非常に強くなつてきています。この点を十分御理解の上、十分なる資料等を用意されて、ぜひこの問題の解決には、水産關係の代表も入れるように、一つ御尽力をお願いしたいということをお願いしておきます。

○委員長(黨政廣徳君) 速記をとめて、(速記中止) 速記を始めます。

○委員長(黨政廣徳君) 速記を始めて、本日、この程度で散會いたします。

午後二時三十五分散會

の部を次のように改正する。

第一条第四項及び第五項を次のように改める。

農林大臣第二項ノ規定ニ依リ狩獵鳥獸ノ種類ヲ定メ、又ハ前項ノ規定ニ依リ狩獵鳥獸ノ捕獲ヲ禁止若ハ制限セントスルコトキハ公廳會ヲ開キ利害關係人ノ意見ヲ聞キ、且鳥獸密議會ニ諮問スルコトヲ要ス都道府縣知事第三項ノ規定ニ依リ狩獵鳥獸ノ捕獲ヲ禁止又ハ制限セントスルコトキハ公廳會ヲ開キ利害關係人及學識經驗者ノ意見ヲ聞キ、且農林大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三條中「農林大臣ノ定ムル銃器(空氣銃ヲ除ク)」を「都道府縣知事ノ狩獵免許ヲ受クルニ非ザレバ農林大臣ノ定ムル銃器」に、「使用スル場合ニ在リテハ都道府縣知事ノ狩獵免許、農林大臣ノ定ムル空氣銃を使用スル場合ニ在リテハ都道府縣知事ノ狩獵登錄ヲ受クルニ非ザレバ」を「使用シテ」に改める。

第四條を削り、第五條第一項中「甲乙ノ二種」を「甲乙丙ノ三種」に、「下付ス」を「交付ス」に改め、同條第二項中「銃器(空氣銃を除ク)ノ使用」を「銃器ノ使用」に、「之ヲ下付ス」を「内種狩獵免狀ハ空氣銃ヲ使用シテ狩獵ヲ為ス者ニ之ヲ交付ス」に改め、同條第四項中「及狩獵登錄」を削り、同條第三項を削り、同條を第四條とする。

第六條中「省令」の下に「若ハ都道府縣規則」を加へ、「及狩獵登錄」を削り、同條に次の一項を加へ、同條を第五條とする。

第八條第一項ノ規定ニ依リ狩獵免

許ヲ取消サレタル者ハ其ノ取消後二年ヲ経過スルニ非ザレバ狩猟免許ヲ受クルコトヲ得ズ

第七條第一項中「乙種狩猟免許」

を「狩猟免許」に改め、同条第三項中「乙種狩猟免許又ハ狩猟登録」を「狩猟免許」に改め、「又ハ登録」を削り、同条第二項を削り、同条を第六條とし、同条の次に次の二條を加える。

第七條 都道府県知事ハ次條第一項ノ講習會ニ於ケル講習ヲ受ケザル者ニシテ同項各号ニ掲グル事項ニ関シ必要ナル知識ヲ有セザルモノト認メラルモノニ對シテハ狩猟免許ヲ為サザルモノトス

第七條ノ二 都道府県知事ハ毎年政令ノ定ムル所ニ依リ狩猟免許ヲ受ケントスル者ヲ受講者トシ左ニ掲グル事項ニ関シ必要ナル知識ヲ普及及向上ヲ目的トスル講習會ヲ開催スルモノトス

- 一 狩猟ニ関スル法令
- 二 狩猟鳥獸ノ判別
- 三 獵具ノ取扱

都道府県知事必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ講習會ノ開催ニ関スル事務ノ一部ヲ農林大臣ガ鳥獸審議會ノ意見ヲ聞キ指定スル者ヲシテ行ハシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ事務ヲ行ハシメントスル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八條を次のように改める。

第八條 狩猟免許ヲ受ケタル者本法又ハ本法ニ基キテ発スル省令若ハ都道府県規則ニ違反シタルトキハ都道府県知事ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ処分ニ對シ不服アル者ハ当該処分

アリタルコトヲ知リタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ旨ヲ記載シタル文書ヲ以テ都道府県知事ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

都道府県知事前項ノ異議ノ申立ヲ受理シタルトキハ異議ノ申立ヲ為シタル者ニ對シ相當ノ期間ヲ算キテ告知ヲ為シタル上公開ニ依リ聴聞ヲ行フベシ

前項ノ予告ニ於テハ期日、場所及事實ノ内容ヲ示スコトヲ要ス
第三項ノ聴聞ニ際シテハ異議ノ申立ヲ為シタル者ニ對シ当該事實ニ付證據ヲ提示シ意見ヲ述ブル機會ヲ与フルコトヲ要ス

都道府県知事ハ第三項ノ聴聞ヲ行ヒタル後文書ヲ以テ決定ヲ為シ其ノ旨ヲ異議ノ申立ヲ為シタル者ニ送付スベシ
第十二條第二項中「下付ス」を「交付ス」に改める。

第十四條第六項の次に次の一項を加える。
獵區設定者獵區内ニ於ケル鳥獸ノ保護繁殖上必要アリト認ムルトキハ獵區ノ維持管理ニ関スル事務ノ一部ヲ農林大臣ガ鳥獸審議會ノ意見ヲ聞キ指定スル者ニ委託スルコトヲ得

第十九條中「若ハ狩猟登録」及び「狩猟登録」を削る。
第二十條中「省令」の下に「若ハ都道府県規則」を加え、「鳥獸」の下に「其ノ加工品」ニシテ省令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム」を加える。
第二十條ノ二第一項中「其ノ加工品」を「其ノ加工品ニシテ省令ヲ以テ定ムルモノ」に改め、「本法ニ基キテ発スル省令」の下に「若ハ都道府県規則」を加える。

第二十條ノ三中「若ハ狩猟登録」を削り、「輸出」を「販賣、輸出」に改め、同条の次に次の二條を加える。
第二十條ノ四 狩猟ニ関スル取締ノ事務ヲ担当スル都道府県ノ吏員ニシテ都道府県知事ガ其ノ吏員ノ主タル勤務地ヲ管轄スル地方裁判所ニ對シテ檢察官ノ職務正協シテ指名シタルモノハ本法又ハ本法ニ基キテ発スル省令若ハ都道府県規則ニ違反スル罪ニ付刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一號）ノ規定ニ依リ司法警察員トシテ職務ヲ行フ

第二十條ノ五 農林省ニ鳥獸審議會（以下審議會ト稱ス）ヲ置ク
審議會ハ第一條第四項（第八條ノ二）第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム、第七條ノ二第二項及第十四條第七項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメラレタル事項ヲ行フノ外農林大臣ノ諮問ニ応ジ鳥獸ノ保護繁殖及狩猟ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
審議會ハ鳥獸ノ保護繁殖及狩猟ニ関スル重要事項ニ付關係行政庁ニ建議スルコトヲ得
審議會ハ委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
委員ハ關係行政庁ノ職員及第二項ニ規定スル事項ニ関シ學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ任命ス

委員ノ任期ハ二年トシ之ニ欠員ヲ生ジタル場合ノ補欠委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
審議會ニ委員長ヲ置ク
委員長ハ委員ノ中ヨリ之ヲ互選ス
會長ハ委員ノ總理ス
前各項ニ規定スルモノノ外審議會

ノ組織及運営ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
第二十一條第一項第三号中「狩猟登録」を削る。
第二十二條第一号中「第五條第六項」を「第四條第五項」に改め、同条第三号及第四号中「狩猟登録」を削る。
第二十四條中「狩猟登録」を削り、「省令」の下に「若ハ都道府県規則」を加える。

附則
1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。
2 この法律の施行の際現に狩猟鳥獸として定められていたものは、第一条第二項及び改正後の同条第四項の規定により定められたものとみなす。

第六十五條第一項の表中「中央森林審議會」を「森林に關する重要事項」を調査審議すること。」を「中央森林審議會」に改め、同条第二項中「一及鳥獸審議會」に改め、同条第二項中「一及鳥獸審議會」を「中央森林審議會」に改める。
「中央森林審議會」を「中央森林審議會」に改める。
「森林法及び狩猟法」に改める。
「地方税法（昭和二十五年法律第百二十六號）」の一部を次のように改正する。
第二百三十七條各号を次のように改める。
一 甲種狩猟免許を受ける者及び乙種狩猟免許を受ける者のうち、次号に規定する者以外のもので、三千六百円
二 甲種狩猟免許を受ける者及び乙種狩猟免許を受ける者のうち、次号に規定する者以外のもので、千八百円
三 丙種狩猟免許を受ける者九百円

3 この法律の施行前に農林大臣がした第一条第三項の規定による狩猟鳥獸の捕獲の禁止又は制限であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものは、同項及び改正後の同条第四項の規定により農林大臣がした禁止又は制限とみなす。

4 この法律の施行の際現に農林大臣が設定している鳥獸保護區は、第八條ノ二第一項及び同条第二項において準用する改正後の第一条第四項の規定により設定された鳥獸保護區とみなす。

5 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三號）の一部を次のように改正する。

「中央森林審議會」を「森林に關する重要事項」を調査審議すること。」を「中央森林審議會」に改める。
「森林法及び狩猟法」に改める。
「地方税法（昭和二十五年法律第百二十六號）」の一部を次のように改正する。
第二百三十七條各号を次のように改める。
一 甲種狩猟免許を受ける者及び乙種狩猟免許を受ける者のうち、次号に規定する者以外のもので、三千六百円
二 甲種狩猟免許を受ける者及び乙種狩猟免許を受ける者のうち、次号に規定する者以外のもので、千八百円
三 丙種狩猟免許を受ける者九百円

「中央森林審議會」を「森林に關する重要事項」を調査審議すること。」を「中央森林審議會」に改める。
「森林法及び狩猟法」に改める。
「地方税法（昭和二十五年法律第百二十六號）」の一部を次のように改正する。
第二百三十七條各号を次のように改める。
一 甲種狩猟免許を受ける者及び乙種狩猟免許を受ける者のうち、次号に規定する者以外のもので、三千六百円
二 甲種狩猟免許を受ける者及び乙種狩猟免許を受ける者のうち、次号に規定する者以外のもので、千八百円
三 丙種狩猟免許を受ける者九百円

昭和三十三年二月十二日印刷

昭和三十三年二月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局